

# 部活動に係る活動方針

香川県立笠田高等学校

## 1 基本方針

部活動は、スポーツや文化等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問の指導のもと、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むものとする。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、学年を超えた仲間づくりやコミュニケーション能力の育成、規範の習得や教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するものとする。

## 2 活動時間及び休養日

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準に各部が望ましい活動計画を設定する。

### ○活動時間

- ・週当たり1日以上休養日を設ける。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。（年間を通して52日以上休養日を確保する。）生徒が十分な休養をとることができるとともに、学習時間を確保し、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中等にある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・1日の活動時間は、平日は3時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・朝練習については、原則行わない。

○定期考査前、考査中は学習時間が確保できるよう配慮する。定期考査期間については次のとおりとする。

- ・考査時間割発表から試験前の平日の活動は18時まで
- ・考査前日及び考査期間中は、15時まで
- ・考査期間中の休業日は、3時間程度とする。

※ただし、試合等でまとまった練習等の時間が必要な場合などに、部活動顧問から届出が出され、校長が許可した場合はこの限りではない。

## 3 部活動を支える環境整備

### (1) 部活動の方針等の策定

部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、及び参加する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）作成し、校長に提出する。

### (2) 保護者との連携

保護者との連携を深めるために年度当初に部活動の教育的意義や目標、活動方針・年間計画などを保護者に説明するとともに、毎月の活動内容や計画等を配付する。

また、部費を徴収する場合は、学校徴収金の規定にのっとり適正に管理を行う。また、部活動に係る経費については、できるだけ保護者の負担を軽減するよう配慮する。さらに、必要経費等を徴収する場合は、保護者に事前に文書等で集金額とその用途を周知するとともに、実施後は決算報告を行う。

### (3) 大会等の見直し

学校の部活動が参加する大会・試合・コンクール等（以下、「大会等」とする。）の全体像を把握し、週末等に開催されるさまざまな大会等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないように前もって年間計画をたて、生徒にも知らせるものとする。

## 4 体罰等の根絶

体罰は、学校教育法で明確に禁止されている行為であり、いかなる場合においても絶対に許されない行為である。教職員が自らの指導力を否定するものであるだけでなく、体罰を受けた生徒の心に深い傷を残し、社会全体の学校に対する信頼を著しく失墜させるものである。したがって、校長及び部顧問は「部活動での指導ガイドライン」に則り、すべての部活動において体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

## 5 安全管理・事故防止

学校の教育活動を安全かつ効果的に行うために、顧問は安全指導と安全管理の両面から注意を払う。安全を最優先し、事故防止には万全を期す。また、生徒自身が危険を予見し、回避する能力と態度を身に付けるよう指導をしていく。

施設・設備・用具の定期的な点検と使用前後の点検を行い、生徒にも安全確認の習慣化を図る。施設・設備・用具を正しく使用し、事故が起きないようにする。

事故発生時の対応については、日頃から事故発生に対応できるように、初期対応やAEDの使用方法など対応応急マニュアルを共通理解し、緊急体制を確保しておかなければならない。万一の事故発生時には、学校で作成した学校管理下における「危機管理マニュアル」を参照し、適切な対応を行う。

## 附 則

この方針は、令和元年 6月1日 施行する。